

must と should の比較分析

—可能世界意味論と言語行為理論を利用して—*

合 田 優 子

1. 序論

モダリティ (modality) とは、発話において話し手が物事や状況を心の中でどのように捉えているかを表すカテゴリーのことである。例えば、事象や状況などの物事がどのようにあるべきかなどを表す。本稿では must と should の比較を行うが、可能世界意味論 (possible world semantics) と言語行為理論 (speech acts) を用いて考察を行う。should と must は、基本的に話し手が聞き手に行為の遂行を要求し、義務の必要性を表現するが、一般的に must の方が should より義務の力が強く、聞き手に対して威圧感を与える。must の義務的な発話表現によって、人は行為を道徳的・社会的に義務付けられたりする。その一方で、must は話し手から聞き手に行為を勧める用法があるが、should にはそのような用法はない。本論文では両者の比較考察を通して、Kratzer (1977, 1981, 1991, 2012) の枠組みに対して、問題点を挙げ、彼女の枠組みについて補う形で提案し、must と should の違いを踏まえ、それぞれの意味形式¹を提示する。

* 本稿は、合田 (2015, 2017) の修正と議論を発展させたものとして提出させていただきます。本研究に関して、吉田光演先生 (広島大学) と町田章先生 (広島大学) には丁寧かつ的確な御助言を頂きました。心より深く御礼申し上げます。また、ネイティブ・スピーカーのチェックにご協力してくださった Peter Mackall Skaer 先生 (広島大学) に感謝申し上げます。さらに、本稿執筆にあたり貴重なご指摘・ご助言をくださった査読委員の先生方、編集委員長の女鹿喜治先生および、本稿提出の際にお世話になった本学会の先生方に謝意を表します。残る不備、遺漏は筆者一人に帰せられるべきものです。

本稿の構成を述べる。2節では先行研究を概観し、3節ではmustとshouldの相違点を挙げ、4節で可能世界意味論からの考察を行う。その中で、意味論と語用論からアプローチする理由を述べ、2つの理論から考察を行い、5節で結論をまとめる。

2. 先行研究

2.1. 単義性分析

モダリティ研究は、大まかに分けて2つ分析の仕方²が存在する。多義性分析と単義性分析である。まず、多義性分析では、各助動詞の意味はモダリティの体系によって分類され、それぞれの中でさらに細かく分けられている。また、単義性分析とは、1つ1つの助動詞が有する様々に異なった意味が、それぞれの語彙的意味ではなく、発話のコンテクストに依存するという考え方に基づく。その場合には、助動詞は助動詞の基本的な意味と、会話や文脈状況によって使われ方が変わるという用法に区別される。この2つの方法により、現代のモダリティ研究は行われている。

多義性分析の利点は、多義的で複雑なモダリティを、体系的に捉えることができる。一方で、多義性分析の問題点は、澤田 (2014: 329) でも述べられているが、モダリティは命題³や会話状況での話し手の心的態度を表し、意味の変化が大きいため、どのように区分するのかという問題点が挙げられる。これはモダリティを細密化し、モダリティの数を増やすことによって解決できない。また、どの助動詞がどのような意味に対応するのかという区分の判断は、モダリティの種類が多くなればなるほど、根拠が曖昧になる。

単義性分析の利点は、モダリティの特徴を1つに定めているので、簡易的である。一方で、単義性分析の問題点はコンテクストへの依存度が高いので、分析が不透明の可能性が高い。例えば、単義性分析の問題は野村 (2012: 37-39) で述べられている。彼はPapafragou (2000: 40-63) の提案は根源的用法と認知的用法の区別をつけることが困難であると主張している。

一般的にKratzerの分析法は単義性分析と言われている (cf. Papafragou (2000: 29, 1998: 8), Groefsema (1995: 5), 澤田 (2003: 117), 黒滝 (2005: 76))。Kratzer (2012: 23-24) において、彼女はモダリティが根源的と認知的

の2つに分かれることを認める立場をとっている。さらに、彼女は根源的モダリティのための状況的な会話背景と認識的モダリティのための認識的な会話背景を想定している。状況的という言葉はKratzer (2012: 50)によると、彼女が名付けたものである。彼女の可能世界意味論は、例えば、ルイス (2007: 6-12) の影響を受けており、モダリティを可能世界の集合の数量によって捉え、意味形式を利用し、考察するものである。可能性か必然性かを捉え、コンテキストによって、根源的または認識的用法を区別している。従って、単義性分析の立場に位置すると想定してもよいと考える。

助動詞は多義的であるので、1つ1つに複数の意味がある。Kratzer (1977: 340) では、mustには複数の意味があるので、それぞれを区別できないと述べている。義務的な意味でも、ただ単に義務と言及することはできない。なぜなら、義務でも様々な種類の義務が存在するからである、と述べられている。認識的な意味も同様である。このような場合では、must1, must2, must3のように番号を付けることはできるが、その方法では十分でない。従って、それぞれのmustは様々な義務や情報、知識に基づく世界を設定することによって、1つ1つのモダリティについて記述し、それぞれのモダリティの意味を捉えることができる。

本稿の考察対象であるmustは義務的な用法と話し手の判断に関する用法という2つの基本的な用法を持つ。さらに、柏野 (2002: 129, 141) が言及するように、「mustは話し手の主観性⁴を表す」という特徴がある。mustには勧誘的な用法が存在する。つまり、1つの助動詞に用法がいくつかある。文脈状況によって、様々な使われ方が存在すると想定できるため、コンテキストに依存していると考えられる。従って、筆者はKratzerの可能世界意味論の立場からモダリティ考察を試みる。本稿は彼女の枠組みを言語行為理論と融合させることによって、彼女の枠組み補う⁵ことを目標とし、英語の助動詞の考察を進め、特徴付けを行う。

2.2. 可能世界意味論

私たちは現時点で、ある世界に住んでいるが、実際の世界と異なる世界があることを想像し、それについて表現する時がある。そのような世界を想定すると、その世界はいくつか存在することになる。その世界とは現実の世界に加えて、過去、未来、また非現実的な世界などである。このよう

な世界のことを可能世界 (possible world) と呼ぶ。例えば、誰かがある命題を想定し、述べた場合、その命題はある可能世界では真となる。一方で、その他の可能世界では偽となることもある。話し手の想定する世界に関わりのある表現の考察には、可能世界意味論が役立つと考えられる。

それでは、可能世界意味論における基本的な概念を確認する。論理学を利用した可能世界意味論の枠組みには、可能性 (possibility) と必然性 (necessity) という2つの尺度が存在する。まず、可能性について確認する。次の例文を見てみよう。

(1) It might be snowing outside.

話し手が(1)を発話した場合は、雪が降っているかもしれない、と日本語で訳すことができる。発話状況は次のように想定できる。話し手は昨晚のニュースで天気予報を見たが、その時には予報士が明日の降雪確率は30パーセントと述べていた。一晩明けてカーテンを開ける前に、話し手が昨晚の予報士の話を思い出したとする。このような場合では、命題内容が確実な証拠⁶を持たないので、必ずしも全ての可能世界で真とはならない、と考えられる。つまり、話し手が持つ知識では十分な証拠にならない。可能世界意味論で考えると、複数ある可能世界の中の1つにすぎない、つまり、話し手が述べていることは、雪が降っている可能世界が少なくとも1つ存在する、ということである。次に(2)を見てみよう。

(2) It must be snowing outside.

(2)では、話し手は仮に現在、テレビでニュースを見ていると想定してみよう。テレビでは、雪が降っている情景が放映されている。話し手はカーテンを閉めているので、窓の外が見られない状況だが、外は静かであり音がしない。光に反射して何かが舞っているようである。このような時、話し手は雪が降っているという十分な証拠を持っているので、(2)のように発話することができる。つまり、どんな可能世界が想定できても、その世界では必ず雪が降っている、ということを発話している。可能世界意味論の枠組みで言うと、全ての可能世界において、雪が降っているということ

を表す。つまり、(1)では雪が降っている可能世界が少なくとも1つ存在すれば真で、(2)は全ての可能世界で雪が降っていることを意味し、そのような状況があれば真である。つまり、可能世界意味論における「可能である」とは、1つ以上の可能世界で真であることを示し、「必然である」とは、全ての可能世界で真であることを示す。いわば論理演算子の存在量化子 (existential quantifier) と普遍量化子 (universal quantifier) に対応していると言える。

ここで、可能世界の集合について確認する。例えば、義務的な可能世界の集合とは、道徳的または法律などに基づいた可能世界の集まりである。そして、その集合は理想的という概念が関わっていると考えられる。従って、義務的な助動詞を考察すると、理想世界の集合で、真か、偽か、について見ることができる。

また、モダリティの考察では、可能世界意味論において接近可能関係 (accessibility relation) という概念が重要である。この概念を導入する利点は、飯田 (1995: 110) によれば、想定する可能世界の範囲を限定できることであり、話し手の想像を超えたような可能世界を除外できることにある。また、この接近可能関係は、いくつかの制限を持つという性質がある。英語の助動詞の意味を特定するためには、会話背景で決定されている接近可能関係という概念が必要である。

2.3. Kratzerの可能世界意味論

筆者はKratzerの可能世界意味論の枠組みを利用する。なぜなら、彼女の理論は複数ある可能世界を量化し、その可能世界を順序付けることによって、モダリティを等級付けることでモダリティを特徴づけることができるからである。彼女はその量化された可能世界を会話背景 (conversational background) や3つの道具立てで考察することによって、助動詞の用法を区別している。彼女のモダリティの考え方はdoubly relativeと呼ばれるが、これはまず様相基盤 (modal base) と順序源 (ordering source) の2つを利用することによって、可能世界の集合を指定するという考え方と、モダリティは可能性と必然性が対になっていることを軸として、モダリティの度合いを考えるとというものである。

それでは、まず、各助動詞の基本的な定義を可能世界意味論で特徴づけ

るための3つの道具立てを確認する。以下の(3)を見てみよう。

- (3) I 様相力 (modal force)
- II 様相基盤 (modal base)
- III 順序源 (ordering source)

まず、(3) I 様相力 (modal force) についてであるが、様相力とは主に可能性から始まって必然性までに至る、可能世界の集合の度合いを表す。must と should は、必然性に該当する。Kratzer (1991: 644, 2012: 40) によると、必然性は「順序源によって順序づけられている理想的なものに最も近い全ての可能世界において命題内容が真となる。その可能世界は順序源によって順序づけられている理想的なものに最も近い」ことを表す。一方で、可能性とは、「接近可能な可能世界で、少なくとも1つの可能世界において命題内容が真となる」である。ここで、Kratzer が提示している必然性の意味形式を記載する。(4) については、合田 (2015: 40, 2017: 9) でも記述している。また、意味形式解釈のために、吉田 (1990: 24) を参考にしている。

(4) Necessity:

For all $u \in \cap f(w)$ there is a $v \in \cap f(w)$ such
that $v \leq_{g(w)} u$ and

for all $z \in \cap f(w)$: if $z \leq_{g(w)} v$, then $z \in p$. (Kratzer 1991: 644)

(全ての $f(w)$ の共通部分である全ての可能世界 u に対して、 $f(w)$ の要素である可能世界 v が存在するが、それは次の条件に基づく。その条件とは、 v は u と同じくらい理想的であるが u より v が理想的である。かつ、全ての $f(w)$ の共通部分である可能世界 z に対して、 z が v よりも理想的であるかまたは v と同じくらい理想的であるならば、 z は命題 p に含まれる。理想的な順序を言うと、 z が最も理想的である。) (筆者訳)

この場合、命題 p は可能世界 w で必然的である。

次に、(3) II 様相基盤 (modal base) についてであるが、様相基盤とは量化が行われる接近可能な世界の集合を指定する。例えば、田村 (2009: 164) は、「会話のある時点で前提となっている知識・信念・状況設定に対応す

る」と述べている。Kratzer (1991: 644) は「in view of ~」という枠組みを基本として、世界の背景を設定する。(5) では、義務的モダリティに関係し得る様相基盤の枠組みを記載する。(5) のほかに、Kratzer (1991: 648) では、what I want (私が望むこと、筆者訳、以下同じ) も記載されている。

- (5) a. what the law provides (法律が提供すること)
- b. what is moral (道徳的なこと)
- c. what is good for you (あなたにとって良いこと)
- d. what is rational (道理にかなっていること)
- e. what is normal (標準的なこと)

これらの様相基盤は可能世界の集合を決める。

最後に、(3) III 順序源 (ordering source) についてであるが、順序源とは、様相基盤によって指定された可能世界の集合を順序付けるものである。可能世界の順序付けは、状況的な (circumstantial) 様相基盤のための順序源に関して、義務的な使い方を持つ助動詞について述べると、義務的・願望的・理想的などの様相基盤に関係した観点により、接近可能な可能世界の順序が変化すると考えられる。

ここで、状況的な様相基盤と順序源の組み合わせの使い方に注目する。

(6) Hydrangeas can grow here. (Kratzer 1991: 646)

この例文は純粋な状況的な読みで、なぜなら、次のような状況が仮定できるからである。「ある人が、遠い国で、土地の一部を手に入れ、その国の土や天気が自分の国のものと似ていることを発見する。自分の国では、どこでも紫陽花が育つが、その人はその遠い国で、紫陽花を育てることができただろうかと思い、それについて調べる。」このような状況で、上記の例文を発する場合では、(6) の例文は真である。なぜなら、その証拠が既にあるからである。しかしながら、「話し手と聞き手がいる国はアジアやアメリカと全く接触したことがなく、草木が異なっている」と想定される場合では、命題は偽となるであろうという。なぜなら、証拠がないからである。また、Kratzer (1991: 646) は (6) の例文に関して「状況的な様相基盤

と空の順序源によって特徴づけられている」と述べている。特に理想的な順序関係は仮定する必要がないからである。様相基盤において指定される可能世界の集合は、手に入れられる証拠に基づき、推論できる。紫陽花が育っても、育たなくても良いため、順序源を設定することができないのである。

(7) There might be hydrangeas growing here. (ibid.)

上記の例文は、認識的な (epistemic) 読みである。Kratzer (1991: 646) によると、「状況的な様相基盤と認識的な様相基盤は現実的な様相基盤に基づく。つまり、両方とも世界で真となる命題の全ての可能世界の集合を割り当てるからである」という。しかしながら、2つの様相基盤は異なる種類の事実に基づく。認識的な様相基盤は手に入れられる全ての証拠が与えられた世界で、ある事柄が起こるかもしれない、起こるに違いないということを中心としている。一方で、状況的な様相基盤を使うときは、私たちは含意される必然性、または、ある種の事実によって述べられる可能性を取り扱う。また、what the law provides, what is moralなどの規範的なことに関する会話背景は、状況的な様相基盤の順序源として働くことが想定されるが、理想的な順序源 (normative ordering source) の中の1つとして位置付けられている。以下、(8) の例文を用いて2つの道具立ての関連性を確認してみよう。

(8) Given your state of health you'd be better off going to Davos than to Amsterdam. (ibid.)

例えば、Kratzer (1991: 646-647) では「話し手が肺結核を患っている人と会話していて、その人の健康状態が芳しくなく、かつ、アムステルダムの天気はその人にとって有害である」とする。その一方で、「ダボスの天気は肺に癒しの効果があることで有名である」とする。話し手はアムステルダムに行くより、ダボスに行くことを選択肢を聞き手に提示しているので、様相力について考えると、「より良い可能性 (better possibility)⁷」に区分される。そして、様相基盤について考慮すると、話し手の知っている情報や事

実に基づくという可能世界の集合が考えられる。そして、その可能世界の集合は、聞き手にとって良いことという順序源によって並べられていると考えられる。(6)は、証拠があれば、紫陽花が育っても育っていても良いので、根源的モダリティ (root modality) である⁸。(8)の場合、選択肢があるため、可能性であるが、聞き手にとって良いことという順序で可能世界が並べられている。主語のあるべき姿について記述しているので、根源的モダリティである。一方で、(7)は証拠がある場合では認識的な読みが成立するので、認識的モダリティ (epistemic modality) である。

2.4. 認識的モダリティと根源的モダリティ

それでは、認識的モダリティと根源的 (束縛的⁹) モダリティについて確認する。

(9) Jockl must have been the murderer. (Kratzer 1991: 639)

(9)の例文は、認識的モダリティについて言及している¹⁰。例えば、(9)では、Jocklは殺人者だったに違いないという話し手の過去の出来事への推量や判断が述べられている。Kratzer (1991: 639)では、in view of the available evidence, Jockl must have been the murderer というように解釈される。様相基盤について言うと、話し手が持っている知識に基づいた可能世界の集合が想定されている。それは、理想的な順序を想定する必要はないと想定できるので、空の順序源であると筆者は考える。

次の例文は根源的モダリティのものである。

(10) Jockl must go to jail. (ibid.)

(10)の例文は、根源的モダリティについて言及している。(10)の例文では、「Jocklは刑務所に行かなければならない」と日本語に訳すことができる。Kratzer (1991: 640)では、in view of what the law provides, Jockl must go to jail というように解釈される。様相基盤では、法律に基づいた可能世界の集合が想定できる。その可能世界の集合は、法律が与える理想的な順序源によって順序が決められていると筆者は考える。

以上をまとめると、様相基盤の種類には主に2つある。それは、根源的モダリティを構成する状況的なものと、認識的なものである。認識的な様相基盤は知識情報による順序源、例えば、何らかの媒体で聞いた報告や人間の信条に基づくものに関連する。一方で、状況的な様相基盤は、例えば法律、目的や願望による順序源に関連する。根源的モダリティは状況的な様相基盤を構成し、認識的モダリティは認識的な様相基盤を構成する。

3. mustとshouldの相違点

前節でも述べたが、shouldとmustは義務の力の強さが異なる。例えば、柏野(2002: 129)では、mustとhave toの比較が行われているが、mustは義務の源が話し手に起因するため、主観性が指摘されている。しかしながら、(11)の例文は、mustを発話しているにもかかわらず、話し手が聞き手に対して行為の遂行を勧めるものである。

(11) You must have some of this cake. (Lakoff 1972: 910)

Lakoff(1972: 911)によれば、この発話はある特別な会話状況でmustが発話された場合、shouldを使うよりも丁寧である¹¹という。その会話状況とは、ある人がパーティを開き、自分自身が作ったケーキ、もしくは、自分で選んだケーキをゲストに提供するというものである。つまり、責任はホストが担っているということが条件であるという。つまり、mustによって「ぜひ食べて欲しい」という願望を表すことができる。そもそもLakoff(1972: 912)は、mustは様々な意味を持つ混合物だと述べているが、それについて3つの理由が言及されている。まず、話し手が聞き手より地位が高い場合では、話し手は義務を課すことができる。次に、聞き手が受けた発話内容が、聞き手にとって不愉快であると、彼は聞き手の意思に反して行為を無理矢理させることができるという。そして、聞き手が命令に背くならば、困ったことが聞き手に起こるといふ。

一方で、Lakoff(1972: 913)では、(11)の状況でshouldを発話すると失礼と捉えられる理由について言及している。shouldは通常mustに比べて、話し手の優位性を示したり、聞き手に無理強いさせたりすることはない。つ

まり、話し手と聞き手は同等の立場にあり、聞き手を従わせる必要がない。(11)の状況で、ホストがshouldを発話すると、ゲストはケーキを食べる方がいいかもしれないと提案していて、かつ、ケーキはおいしいので、聞き手は断ることができない、という状況が成立する。

従って、(11)の状況で、話し手がshouldを発話した場合、聞き手にとって選択の余地がなく、会話状況にそぐわない。shouldは義務の力が弱いため、標準的にはmustより威圧感が少ないが、会話状況によっては、mustを使った方が良い場合もある。mustとshouldの使い分けは会話状況に依存する。

4. mustとshouldの考察

4.1. 可能世界意味論からのアプローチ

4.1.1. 義務の強弱と可能世界の集合について

まず、mustとshouldの義務の力について確認する。Silk (2012: 2)では、必然性と弱い必然性に関する考察が行われており、(12)の例文では、shouldとmustの義務の強弱が比較されている。様相の強弱について、彼は次のように述べている。「oughtとshouldは、可能性のモダリティのmayやcanに比べて様相の力は強いが、mustやhave toなどに比べては弱い」という。

(12) a. I should help the poor, but I don't have to.

b. # I must help the poor, but it's not as if I should.¹² (Silk 2012: 44)

(12)の例文について、次のように解釈できる。(12a)では、「私は貧しい人を助けるべきであるが、私は助ける必要がない」というように日本語で訳すことができるが、話し手は助けるべきと発話するにも関わらず、後半で否定することができる。つまり、shouldは義務の意味が弱いので、後続文で否定することが可能である。一方で、(12b)の例文では、「私は貧しい人を助けなければならないが、助けるべきでもあるまい」と訳すことができる。この文の意味は逸脱している。話し手は助けなければならないと発話し、そして、それを後続文では否定することはできない。つまり、mustは義務の意味が強いので、後続文で否定することは不可能である。以上のように、例文(12)では、mustとshouldの義務の力について違いがあること

が理解できる。Silk (2012: 48) は、「義務が強いモダリティは、最も良い可能世界を量化する。一方で、義務が弱いモダリティは、最も良い可能世界の部分集合を量化する。」と述べている。

それでは、この状況を Kratzer の可能世界意味論で考えてみよう。(12b) は、全ての可能世界において、私が貧しい人を助けるという命題内容は真であり、(4) の必然だと想定できる ((4) を (13) として、再録する)。

(13) Necessity:

For all $u \in \cap f(w)$ there is a $v \in \cap f(w)$ such

that $v \leq_{g(w)} u$ and

for all $z \in \cap f(w)$: if $z \leq_{g(w)} v$, then $z \in p$. (Kratzer 1991: 644)

(全ての $f(w)$ の共通部分である全ての可能世界 u に対して、 $f(w)$ の要素である可能世界 v が存在するが、それは次の条件に基づく。その条件とは、 v は u と同じくらい理想的であるが u より v が理想的である。かつ、全ての $f(w)$ の共通部分である可能世界 z に対して、 z が v よりも理想的であるかまたは z が v と同じくらい理想的であるならば、 z は命題 p に含まれる。理想的な順序を言うと、 z が最も理想的である。)

(筆者訳)

一方で、(12a) では、複数ある可能世界の中で、全ての可能世界において、私が貧しい人を助けるという命題内容が真となる、と解釈される。しかしながら、その真となる可能世界の数は (12b) の可能世界の数より少なくなると想定される。なぜなら、命題が真となる可能世界を網羅すればするほど、強い必然性を表す状態になると考えられ、真である可能世界が少なければ少なくなるほど、条件が限定された状態になるからである。つまり、*should* は弱い必然性を示すので、可能世界の集合も小さくなると考えられる。

Fintel and Iatridou (2008) でも、弱い必然性に関して、可能世界の集合で網羅する部分が狭いことが主張されている。Fintel and Iatridou (2008: 117) は、様相基盤に基づいた世界で、その世界は順序源によって好ましい順番に等級付けられており、それを *the favored worlds* と呼んでいる。また、Fintel and Iatridou (2008: 119) は「強い必然性のモダリティは *the favored worlds*

の全てで命題が真であり、弱い必然性は最も良いthe favored worldsの全てで、命題が真になる」と主張している。従って、Fintel and Iatridou (2008: 119)でも言及されているが、ought toやshouldのような弱い必然性は、妥当する可能世界の領域がmustなどの強い必然性よりも狭く小さいと考えられる。

以上をまとめると、必然性と弱い必然性の違いは、可能世界の集合体で量化される可能世界の部分的な大きさの違いによるものだと考えられる。

4.1.2. 会話背景と意味形式

本節では様相基盤の観点により両者の違いについて述べる。

(14) To go to Harlem, you should take the A train. (Silk 2012: 48)

(14)の例文の場合、中心となる命題はYou go to Harlemである。無数にある可能世界の中で、話し手にとって接近可能なHarlemに行く可能世界の集合が存在する。Harlemに行くためには、電車、バス、飛行機、車や徒歩などの方法がいくつかある。しかしながら、早く行ける方法は、電車を使うことである。回り道をしないでよいし、駅が近くにあるからなどの理由が想定できるが、話し手は聞き手にとって都合のよい方法を伝えている。様相基盤について考慮すると、「その都市の状態に関する話し手の知識によれば、A電車を使うべきである」(in view of what is good for you, you should take the A train)と解釈できる。このように、いくつか条件や情報があるが、Harlemに行く手段について、電車が選択される理想的な可能世界の集合が順序付けられている。その可能世界の集合は、集合の全てを含むものではなく、集合の一部になる。つまり、理想的な可能世界の集合にのみ妥当するので、範囲が狭いということになる。その指定された全ての可能世界で真となるので必然性である。

一方、次の例文について確認してみよう。

(15) To go to Harlem, you must take the A train.

(15)の中心となる命題はYou go to Harlemである。(14)と同様に、話し

手にとって接近可能な Harlem に行く可能世界の集合が存在する。例えば、Harlem は治安があまり良くないとする。そして、その都市の政策によって、電車で警官が配備され、市民は Harlem に行く際には、電車を使うことが法律で決められているとする。話し手も目的地で怖い思いをしているとする。このような状況で様相基盤について考慮すると、「法律によると (in view of what the law provides, you must take the A train)、電車を使わなければならない」。これは集合内の全ての可能世界を網羅すると解釈できる。そして、そのすべての可能世界は話し手も目的地に訪れたことがあることから、話し手の意図や共感を含む順序で配列されている。話し手が存在する世界に接近可能である順序によって可能世界の集合が成立する。しかしながら、その可能世界の集合は what is normal という様相基盤で指定されているかもしれない。なぜなら、その法律は 50 年前に定められたものなので、Harlem に行くために A 電車を使うことが当然のことである習慣がその土地では出来上がっているかもしれないからである。従って、様相基盤はそれぞれの助動詞によって対応するものが変化し、それは文脈によっても変化するのである。

Kratzer が提示した様相基盤は種類が多い。この点が、Kratzer の枠組みの道具立てにおいて、どう解釈するのかという曖昧性を引き起こす。

さらに、3 節で挙げた例文について確認してみよう ((11) を (16) に再録)。

(16) You must have some of this cake.

(Lakoff 1972: 910)

会話状況を踏まえると、様相基盤は what the law provides では不適切であることが分かる。なぜなら、聞き手が、話し手の発した命題内容を義務的ではなく、勧誘的であると理解するからである。様相基盤は what I want, what is good for you のどちらかになるかと考えられるが、助動詞の意味は文脈に依存しているため、どちらを選択するのかという判断が難しい。いずれにせよ、指定された可能世界の集合の、全ての可能世界で命題は真となるので、必然性となる。そして、話し手の共感や意図が含まれ、話し手に責任があることから、話し手と聞き手の立場や力関係を考慮に入れた順序で可能世界が並べられている。繰り返しになるが、Kratzer の枠組みの様相基盤の問題点は、どの助動詞にどの様相基盤を使うのか曖昧である、という使

い方の不透明さを問題点に挙げることができる。なぜなら、その種類が多いからである。従って、本稿ではその解決方法を4節の後半で述べたい。

それでは、ここまでの考察により、次の意味形式を提案する。

(17) IMUST. $(p) \models_w = \forall w' [w' \in W: \models(p) \parallel \cap w' \leq_s f(w)]$ (合田 2017: 12)

(w' は命題 p が真になっている可能世界で、発話世界から接近可能であり、かつ同時にその世界は義務命題が真になる可能世界を順序づける。そして、その命題は、全ての可能世界 w' において真である。)

(18) ISHOULD $(p) \models_w = \text{world that the speaker } S \text{ thinks that the ideal proposition } p \text{ is true at } w_I (w < w_I): \text{Hearer } H \text{ does some act such that } p \text{ is true at } w_I.$

(19) ISHOULD. $(p) \models_w = \forall w' [w' \in W: \models(p) \parallel \cap w' \leq_s f_{id}(w)]$

(w' は命題 p が真になっている可能世界で、発話世界から接近可能であり、かつ同時にその世界は理想的な命題が真になる可能世界を順序づける。そして、その命題は全ての可能世界 w' において真である。)

本節をまとめると、Kratzerの枠組みで助動詞の特徴付けを行うことが可能であるが、どの助動詞にどの様相基盤が適合するのか、という判断するのは文脈に依存する。それは単義性分析の特徴であるが、より明確に会話状況を理解するために、話し手と聞き手の関係を踏まえた上で、1つ1つの会話を注意深く考察する必要がある。さらに、mustとshouldは両方とも、話し手から聞き手へ行為の実行を促す種類の助動詞のカテゴリーに属するので、“行為”に着目することが重要である。

4.2. 意味論と語用論からアプローチする理由

可能世界意味論の枠組みでは、それぞれの可能世界の集合について考えることができるので、どのようなモダリティが取り扱われているかについて注目できた。しかしながら、Kratzerの枠組みの様相基盤 in view of ~ と順序源の道具立てを使えば、可能世界と話し手が想定する事実に対する心的態度を理解することができるが、話し手と聞き手の力関係や会話背景の詳細、2人が存在する可能世界について深く考察することができない。つまり、彼女の枠組みは、意味論から語用論への橋渡しの役目を担っている

にもかかわらず、各世界を考察するには不十分である。会話状況の考察をするためには命題内容、会話状況とそれに関係すると想定される要素を1つ1つ取り出してみることが必要である。そのためには、彼女の枠組みの可能世界の集合の概念の下で、語用論領域における言語行為理論の発語内行為が成立する条件や間接的言語行為の枠組みを利用し、mustにおいて勧誘的な使われ方が発生する流れを考察することが必要であると筆者は考える。

さらに、慣習化されてない意味について考察する理由を述べる。安井(2007: 47)で言及されているように、「われわれが毎日のように言外の意味¹³の計算をしているのは事実であり、それは、確かに言外の意味の計算が不可能ではないことを示している」。しかしながら、安井(2007: 47)は、「言外の意味を定式化することは難しい」とも述べている。なぜなら、言外の意味は、現実世界の私たちの知識や経験に基づいていて、かつ、会話状況によっては、必ずしも話し手が意図するように聞き手には届かない場合があるからである。

一方で、英語助動詞の研究において、意味論からのアプローチが必要である理由を述べる。確かに、英語の助動詞は文脈に依存するところが大きい。しかし、文脈に依存したままでは、(20)の例文のようなmustとshouldの意味を判別する判断が曖昧となってしまう。

- (20) a. You must do a paper.
b. You should do a paper.

文脈に依存したままでは、(20a)と(20b)に関して、要求の度合いが強いものを判別し得ない場合もある。従って、意味論からのアプローチによって、助動詞それぞれの特徴付けを行う必要性は明白である。

文脈に依存する傾向が強いモダリティの考察のためには、意味論と語用論の両方の観点からアプローチすることが必要である。

4.3. Searle (1969, 1979) の言語行為理論からのアプローチ

4.3.1. 語用論と間接的言語行為

まず、次の例文を考えてみよう。

(21) 今日、暑いね。

(21) を夏に話し手が大学院生室で発話したとする。その部屋では、別の学生も勉強している状況である。このような場合で発話はいくつかの意味が存在する。話し手は「暑いことに共感してほしい」と聞き手に確認している場合もあれば、「事実について報告」している場合もある。「窓を開けてね」と依頼している場合もある。前者の場合、聞き手は文字通りの意味を推論する。一方で、後者の場合であれば、話し手は聞き手へ窓を開けるといふ行為の依頼を含意していることになる。聞き手は(21)の発話を依頼として推論する。このように、話し手と聞き手の間で交わされる発話で、行為の遂行が関わる領域を言語行為と言う。そして、(21)の「今日、暑いね」といふ発話によって、「窓を開けてね」といふ意味が成立し、別の行為が成立することを間接的言語行為(indirect speech acts)と言う。本節では Searle (1979) が提案した間接的言語行為の枠組みを利用して、検討課題の考察を進める。言語行為理論は複数の研究者が発展させてきた理論であるが、筆者は其中でも Searle の枠組みを利用したい。なぜなら、彼の枠組みでは、会話が成り立つための条件や規則を前提としていて、聞き手側の推論のステップに注目しているからである。

それでは、まず言語行為理論の重要な枠組みについて確認する。言語行為には4つの行為が存在する。発語行為(locutionary act)、命題行為(proposition act)、発話内行為(illocutionary act)、発語媒介行為(perlocutionary act)である。本稿に関係するものは発語内行為である。発語内行為とは、発話によって引き起こされる行為のことである。発語内行為には5つ種類がある。すなわち、断言型(assertive)、指令型(directive)、行為拘束型(commisive)、表現型(expressive)、宣言型(declaration)の5つである。

一方、Searle の発語内行為が成立する条件は次の4つである。

- (22) I 命題内容行為条件 (propositional content condition) (命題の内容について)
- II 事前条件 (preparatory condition) (含意されていることについて)
- III 誠実性条件 (sincerity condition) (意図を表現することについて)
- IV 本質条件 (essential condition) (行為内容の目標¹⁴⁾のことについて)

行為が成立するためには、(22)の4つの条件が満たされると発話と言語行為が成立する。しかしながら、行為の種類によっては、存在しない条件もある。これらの条件は言語行為が成立する規則にもなり得るため、それぞれ規則とも呼ばれる。

次に、間接的言語行為を概観する。(23)のBの発話は間接的言語行為の代表的な例である。

(23) A: Let's go to the movies tonight.

B: I have to study for an exam. (Searle 1979: 33)

(24) ステップ1: 私はBに提案を行い、そしてBはその返事に、試験勉強をしなければならないという趣旨の言明をした(会話についての事実)。

ステップ2: Bは会話に協調しており、故にその発言は関連性があるよう意図されていると私は仮定する(会話的協調の原理)。

ステップ3: 関連性のある返事は、受諾、拒否、反対提案、議論の継続などのうちの1つでなければならない(言語行為の理論)。

ステップ4: しかし、Bの言葉通りの発話はこれらの1つではなかった。よって、関連性のある返事ではなかった(ステップ1と3からの推論)。

ステップ5: それ故、Bは恐らく言っていること以上のことを意味している。Bの発言に関連性があると仮定すると、その一次的な発語内目標は言葉通りのものとは異なっているに違いない。おそらく何か隠された発語内の目標がある。それはいったい何であろうか(ステップ2と4からの推論)。

ステップ6: 試験勉強には通常、一晩の時間に比してかなり長い時間がかかることがわかっている。そして、映画に行くことは通常、一晩の時間に比してかなり長い時間がかかることがわかっている(事実的な背景情報)。

ステップ7: それ故、おそらくBは映画に行くことと試験勉強の両方を一晩ですることはできない(ステップ6からの推論)。

ステップ8: 提案または他の行為拘束型の発語内行為を受諾するための事前条件の1つは、その命題内容条件において述べら

れた行為を遂行する能力である（言語行為の理論）。

ステップ9: それ故、彼はその提案を整合的に受諾することがおそれなくできないということを帰結するようなことを言ったのだと分かる（ステップ1、7、8からの推論）。

ステップ10: それ故、彼の一次的な発語内目標は、恐らくその提案を拒否することである（ステップ5と9からの推論）。

（Searle (1979: 34-35) 参照）

以上のように、間接的言語行為が成立するには、複数のステップが必要である。そして、一見、Bは会話の返答として、関連性のない発話をしているように聞こえるが、いくつかのステップにより、推論によって答えが導き出せるということである。

4.4. 2つの枠組みによる should と must の比較

本節では、shouldとmustの例文を言語行為理論に基づいて考察し、意味形式を提案する。4節の考察により、両者とも様相力は必然性であると結論付けた。従って、命題内容が接近可能な全ての可能世界で真となるため、shouldとmustは発語内行為のタイプは断定型とする。このmustを分類した結論については、合田（2017）の結論と変わらないが、本節では、結論までに達するプロセスにおいて修正の提案をする。まず、Searle (1969) が特徴づける「主張」に関する発語内行為が成立する条件を記載する。

(25) 「主張」

命題内容行為: (記載はないが、) 話し手が命題を主張することと考えられる。

事前条件: 聞き手が主張された命題を真であると信じる何らかの根拠を持っていなければならないという事実が含まれる。

誠実性条件: 彼がその命題を真であると信じているということ。

本質条件: その命題が現実の事態を表示するものとして提示されているという事実に関連するもの。

（Searle 1969: 64）

ここで、本稿で考察した(14)を(26a)として再録し、(26b)に発語内行為が成立する条件を挙げる。次に、(15)を(27a)として再録する、(27b)を成立条件とする。同じく、(16)を(28a)として再録し、(28b)を成立条件とする。また、(28c)では間接的言語行為のステップを考察している。会話状況は4節で述べた状況を引き継ぐものとする。

(26) a. To go to Harlem, you should take the A train. (Silk 2012: 48)

b. 命題内容行為: 聞き手がA電車に乗る。

事前条件: 聞き手が主張された命題を真であると信じる何らかの根拠を持っていないといけないという事実が含まれる。

誠実性条件: 彼がその命題行為の遂行が真であり、かつ理想的であると信じているということ。

本質条件: その命題が現実の事態を表示するものとして提示されているという事実に関連するもの。

(27) a. To go to Harlem, you must take the A train.

b. 命題内容行為: 聞き手がA電車に乗る。

事前条件: 聞き手が主張された命題を真であると信じる何らかの根拠を持っていないといけないという事実が含まれる。

誠実性条件: 彼がその命題行為の遂行が真であると信じているということ。

本質条件: その命題が現実の事態を表示するものとして提示されているという事実に関連するもの。

(28) a. You must have some of this cake. (Lakoff 1972: 910)

b. 命題内容行為: 聞き手がケーキを食べる。

事前条件: 聞き手が主張された命題を真であると信じる何らかの根拠を持っていないといけないという事実が含まれる。

誠実性条件: 彼がその命題行為の遂行が真であると信じているということ。

本質条件: その命題が現実の事態を表示するものとして提示されているという事実に関連するもの。

c. ステップ1: 話し手は私に、ケーキのいくつかを食べなければならぬという趣旨の言明をした(会話についての事実)。

ステップ2: 話し手は場に適切な発話していて、その発言は関連性があるよう意図されていると私は仮定する（会話的協調の原理）。

ステップ3: 場に関連性のある発話は、命令、義務、強要などのうちの1つでなければならない（言語行為の理論）。

ステップ4: しかし、話し手の言葉どおりの発話はこれらの1つではなかった。よって、関連性のある返事ではなかった（ステップ1と3からの推論）。

ステップ5: それ故、話し手はおそらく言っていること以上のことを意味している。話し手の発言に関連性があると仮定すると、その一次的な発語内目標は言葉通りのものとは異なっているに違いない。おそらく何か隠された発語内の目標がある。それはいったい何であろうか（ステップ2と4からの推論）。

ステップ6: パーティなどの場においては、ホストがゲストをもてなすことがわかっている。そして、ゲストはホストからもてなされることがわかっている（事実的な背景情報）。

ステップ7: それ故、おそらく話し手が発話していることは共存可能に違いない（ステップ6からの推論）。

ステップ8: 主張または他の断定型の発語内行為を発話するための事前条件の1つは、聞き手が主張された命題を真であると信じる何らかの根拠を持っていないなければならないという事実が含まれる（言語行為の理論）。

ステップ9: それ故、彼はその主張を場所に適した発話をしたと分かる（ステップ1、7、8からの推論）。

ステップ10: それ故、彼の一次的な発語内目標は、恐らくいくつかのケーキを食べることである（ステップ5と9からの推論）。

(29) a. You should have some of this cake.

b. 命題内容行為: 聞き手がケーキを食べる。

事前条件: 聞き手が主張された命題を真であると信じる何らかの根拠を持っていないなければならないという事実が含まれる。

誠実性条件: 彼がその命題行為の遂行が真であり、かつ理想的であると信じているということ。

本質条件: その命題が現実の事態を表示するものとして提示されているという事実に関連するもの。

本節の考察により、言語行為理論の発語内行為が成立する4つの条件を可能世界の集合体を決定する意味形式に記述することによって、多義的な must の特徴付けをする。should の意味形式は (19) のままとする。

(30) $\llbracket \text{MUST}(p) \rrbracket_w = \text{world that the speaker } S \text{ thinks that the proposition } p \text{ designated by conditions of success is true at } w_I \text{ (} w < w_I \text{): Hearer } H \text{ does some act such that } p \text{ is true at } w_I.$

(31) $\llbracket \text{MUST.}(p) \rrbracket_w = \forall w' [w' \in W: \llbracket (p) \rrbracket \cap w' \leq_s f_{\text{conds.}}(w)]$

(w' は命題 p が真になっている可能世界で、発話世界から接近可能であり、かつ同時にその世界は発語内行為が成立する条件によって指定されている命題が真になる可能世界を順序づける。そして、その命題は、全ての可能世界 w' において真である。)

本節をまとめると、mustは会話状況に依存する傾向が強いので、発語内行為が成立する条件を意味形式に組み込んだということである。それは、命題内容が表す可能世界の集合は、成立条件に基づく可能世界で構成されるというものである。そして、命題はその全ての可能世界で真になる。一方で、shouldは、話し手が命題内容の遂行が理想的であるという制限が可能世界の集合体を構成するので、それを意味形式に組み入れた。この組み込みによって、具体的な文脈状況のモダリティを柔軟に意味形式で記述することができるようになったということである。

5. 結論

本論文では、mustとshouldの比較を可能世界意味論と言語行為理論の枠組みにより行った。言語行為領域の間接的言語行為の枠組みを利用して、文脈によって用法が変わることを確認し、最終的に意味形式を提案した。

合わせてKratzer (1977, 1981, 1991, 2012) の枠組みの修正を提案した。

Kratzer (1981) の枠組みの1つである様相基盤は種類が豊富である。それぞれの助動詞の解釈において、様相基盤の選択をする際に、どの様相基盤が適切なのかと迷う。また、それぞれの境界線が曖昧である。本稿ではその解決を図るため、各発話を言語行為理論で深く考察し、聞き手側の推論のステップを確認し、言語行為の成立条件とKratzerの枠組みを結合することによって、話し手と聞き手の両方の立場からの意味形式を提案した。mustとshouldは指定する可能世界が異なる。mustの意味は会話に依存するので、発語内行為が成立する条件が可能世界の集合を指定する。一方で、shouldは理想的な可能世界が指定される。

今後の課題としては、mustとよく比較される英語の準助動詞have toを比較し、have toの意味形式の提案を考えたい。have toは様相力が必然性であると想定できるため、mustとの違いは文脈背景や状況から起因すると考えられる。その両者の違いをKratzerの枠組みで意味形式を提示することによって、話し手と聞き手側の立場に立った相違点を俯瞰することができると考えられる。そして将来的に、学習者が助動詞学習の際に感じる、多義的であるが故の困難さを解消できるような手がかりを把握したいと考えている。

注

1. 意味形式が示す言葉を記載する。合田 (2017: 11) のものを利用する。
 - a. w は世界を指す。($w' \in W$ とは、 w' は W の要素である。)
 - b. f は関数を表す。 $f(w)$ は、関数 f に世界 w を適用することで、可能世界の集合を出力する。これには、接近可能関係の考え方が含まれる。
 - c. p は命題を表す。
 - d. \leq_s と $\leq_g(w)$ は可能世界の順序関係を表す。 s は話し手を表す。 g は解釈関数と呼ばれ、物の見方を表す。
 - e. \forall は、様相の中で必然性を表すもので、普遍量化子と呼ばれる。
 - f. \cap は共通部分を示す。
 - g. $\cap f(w)$ は、 $f(w)$ が成立する全ての可能世界の集合の共通部分を表す。
 - h. \parallel は言語形式 (表現) を表す。
 - i. $=$ は、それを表している意味を表す。
2. モダリティ分析について、多義性分析と単義性分析のどちらが適切かどうか

は本研究に影響を与えないため、本稿では議論しない。

3. 命題とは文がある場面で、世界について述べている事柄のこと。
4. 主観性とは話し手の意図が含まれていることを表す。
5. Papafragou (1998, 2000) や Groefsema (1995) では、助動詞を関連性理論で考察している。命題と論理的な推量によって意味を捉えている。特に、Papafragou の枠組みについて、野村 (2012: 47) では、彼女は Kratzer (1977, 1981, 1991) の枠組みの影響を受けていると述べられている。Papafragou (2000: 33-34) は Kratzer の枠組みの会話背景と順序源に対して修正が必要であると述べている。Papafragou は枠組みにおいて、関連性理論を利用しているため、個人間、特に聞き手の視点に立つことができるという利点がある。しかしながら、Kratzer の可能世界意味論は時間という概念を含んでいるので、話し手と聞き手の存在と世界はすでに備わっていると考えられる。その可能世界の集合を用いてモダリティを分析しているため、道具立てを修正することができれば、彼女の枠組みの形を大きく変えずに話し手と聞き手の視点に立つことができる枠組みになり得ると考える。
6. 証拠 (evidence) とは、Kratzer (1991: 646) では、命題内容を推論するための証拠のことである。彼女が使っている言葉なので、筆者は証拠という言葉を使用している。
7. より良い可能性とは、Kratzer (1991: 644) によれば、「命題 p は様相基盤 f と順序源 g に関する世界 w において命題 q に比べてより良い可能性である。 p が少なくとも q と同様に良い可能性 (good possibility) であるが、しかし、 q は f と g に関する世界において少なくとも p とは同様でないことが、より良い可能性の必要十分条件である」ということである。良い可能性とは、同じく Kratzer (1991: 644) によれば、「 $f(w)$ の要素である全ての可能世界 u は次の条件に基づく。全ての $f(w)$ の要素である可能世界 v に対して、 v が u よりも理想的であるかまたは v が u と同じくらい理想的であるならば、 v は p に含まれる」である。意味形式で記述すると、「 $u \in \cap f(w)$ such that for all $v \in \cap f(w)$: if $v \leq_g(w) u$, then $v \in p$ 」である。
8. Hacquard (2006: 36-37) では、(6) に関して真か偽かについて述べる真理値について、次のように述べられている。
 - (i) Hydrangeas might grow here.
 - (ii) Hydrangeas can grow here. (Hacquard 2006: 36)(i) は認識的な様相基盤が関係し、話し手の知識によれば、紫陽花がここで育つことは可能であると解釈できる。(ii) は状況的な様相基盤が関係する。状況的な様相基盤とは、その世界が持っている確かな事実が存在する世界を選ぶ。その事実とは、土の質や天気などを含む。もし話し手はその国のこの部分で紫陽花が育たない事実を知っているならば (i) は偽である。つまり、

認識的モダリティである。一方で、同じ条件下であるにもかかわらず紫陽花が育つ状況が未だ理想的であるかもしれないならば (ii) は真である。つまり、根源的モダリティである。

9. Kratzerは根源的 (root) モダリティを束縛的 (deontic) モダリティと表現している。
10. (9) の「Jocklは殺人者であらねばならなかった」という根源的な解釈についてであるが、話し手の過去の出来事についての知識情報に基づいてという話し手の推量や判断を表しているので、(9) は認識的な読みと考えられる。一見「Jocklは殺人者であらねばならなかった」は過去への義務と捉えられることができるが、「Jocklは殺人者に違いなかった」と同じ意味である。話し手が、Jocklが殺人者であると同定する表現になる。過去への義務はhad toを使うことができるが、仮にJockl had to be the murderer.であったとしても、その例文はJocklが殺人者であると同定する話し手の過去への判断を表している。
11. 査読委員からポライトネスについて触れるべきであるという指摘があったが、筆者が現在執筆しているポライトネスをテーマとした論文と重なるため、本稿では論じない。
12. #は意味的に容認不可能なことを示す。
13. 言外の意味とは、話し手や主語が発話する文字通りの意味ではなく、会話の状況などに依存するような、また聞き手に伝えられる、聞き手が捉える意味のことである。
14. 目標とは発語内行為で行われる行為のこと。発語内の目標の英語はillocutionary pointである。

参考文献

- von Fintel, Kai and Iatridou, Sabine (2008) “How to Say Ought in Foreign: The Composition of Weak Necessity Modals.” In Jacqueline Guéron and Jacqueline Lecarme (eds.) *Time and Modality*, 115-141. Berlin: Springer.
- 合田優子 (2015)「義務的モダリティと命令文の比較—可能世界意味論を通して—」『欧米文化研究』22号、37-52.
- 合田優子 (2017)「根源的モダリティ mustの分析: 可能世界意味論と言語行為の観点から」『欧米文化研究』24号、5-22.
- Groefsema, Marjolein (1995) “Can, May, Must and Should: A Relevance Theoretic Account.” *Journal of Linguistics* 31: 53-79.
- Hacquard, Valentine (2006) “Aspects of Modality.” Doctorial dissertation, MIT.
- 飯田隆 (1995)『言語哲学大全Ⅲ: 意味と様相 (下)』東京: 勁草書房.
- 柏野健次 (2002)『英語助動詞の語法』東京: 研究社.
- Kratzer, Angelika (1977) “What “must” and “can” Must and Can Mean.” *Linguistics*

- and Philosophy* 1: 337-355.
- Kratzer, Angelika (1981) “The Notional Category of Modality.” In Hans-Jürgen Eikmeyer and Hannes Rieser (eds.) *Words, Worlds, and Contexts*, 38-74. Berlin: de Gruyter.
- Kratzer, Angelika (1991) “Modality.” In Arnim von Stechow and Dieter Wunderlich, Mouton (eds.) *Semantics: An International Handbook of Contemporary Research*, 639-650. Berlin : Walter de Gruyter.
- Kratzer, Angelika (2012) *Modals and Conditionals*. New York: Oxford University Press.
- 黒滝真理子 (2005) 『Deontic から Epistemic への普遍性と相対性』東京: くろしお出版.
- Lakoff, Robin (1972) “Language in Context.” *Language* 48: 907-927.
- 野村忠央 (2012) 「法助動詞単義分析再考—根源的用法と認識的用法—」『日本英語英文学』第22号、35-51.
- ルイス、デイヴィッド、吉満昭宏訳 (2007) 『反事実条件文』東京: 勁草書房. (原題 Lewis, David (1973) *Counterfactuals*. Oxford: Basil Blackwell.)
- Papafragou, Anna (1998) “Inference and Word Meaning: The case of Modal Auxiliaries.” *Lingua* 105: 1-47.
- Papafragou, Anna (2000) *Modality: Issues in the Semantics—Pragmatics Interface*. Amsterdam: Elsevier.
- Searle, John (1969) *Expression and Meaning: Studies in the Theory of Speech Acts*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Searle, John (1979) *Speech Acts: an Essay in the Philosophy of Language*. New York: Cambridge University Press.
- Silk, Alex (2012) “Modality, Weights, and Inconsistent Premise Set.” *Proceedings of SALT* 22: 43-64.
- 澤田治美 (2003) 「モダリティの多義性と単義性をめぐって—認知言語学的アプローチと関連性理論—」『語用論研究』第5号、111-124.
- 澤田治美 (2014) 『現代意味解釈講義』東京: 開拓社.
- 田村早苗 (2009) 「様相論理にもとづくタメニの分析論: 「目的」と「因果」の接点」『京都大学言語学研究』第28号、159-184.
- 安井稔 (2007) 『[新版] 言外の意味 (上)』東京: 開拓社.
- 吉田光演 (1990) 『『やっぱり』の意味論』『金沢大学独文研究室報』第7号、17-34.

(広島大学大学院生)
d140699@hiroshima-u.ac.jp